

平成24年4月から新しい児童手当制度が始まりました ～「子ども手当」が「児童手当」に変わりました～

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

○児童手当支給額

児童の年齢		児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満		15,000円（一律）
3歳以上 小学校終了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円（一律）
所得制限限度額以上		5,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます

○所得制限限度額（平成24年6月分の手当より）

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円
6人以上	以下38万円ずつ加算

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方は、扶養親族1人につき6万円を加算した額

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

☆ 手続の方法

○認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、東通村いきいき健康推進課に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に提出）。

村の認定を受ければ、申請した月の翌月分の手当から支給されます。申請はお早めをお願いします。

【認定請求に必要な添付書類】

- ・請求者が被用者（会社員など）の場合 → **健康保険被保険者証の写しなど**
- ・平成24年5月以降平成25年4月までに認定請求をする方で、平成24年1月1日に東通村に住民登録のなかった方 → **前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（平成23年分）**

その他、請求者名義の金融機関口座番号のわかるものなど、必要に応じて提出していただく書類があります。

○申請は、出生や転入から15日以内に！

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

- ・初めてお子さんが生まれたときや第2子以降の出生により児童手当額が増額となるとき
→ 支給資格が生じた日または増額事由の生じた日の翌日から15日以内に申請が必要です
- ・他の市区町村に住所が変わったとき
→ 転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先で申請が必要です。
- ・公務員になったとき、公務員でなくなったとき
→ 公務員は勤務先から児童手当が支給されます。公務員になったときや公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に申請が必要です。